

附属機関の状況（令和7年度）について

「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、附属機関の設置及び運営について、一層の適正化を図ることを目的に、毎年8月1日を基準日として設置状況や委員数、運営等の状況を調査しています。

1 附属機関数

基準日現在において設置されている附属機関の数は67機関で、昨年調査時と同数です。

また、設置機関のうち、法令により設置が義務付けられている法令必置の機関は19機関となっています。

表1 設置附属機関数の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
附属機関	67	69	71	67	67
うち法令必置	18	18	19	19	19
前年調査時増減	0	2	2	▲4	0

単位：機関

※以下の機関は、1機関として数える。

- ・浜松市PFI等審査委員会条例に基づく各審査委員会（全4機関・昨年度調査時点から1増）
- ・各学校に設置される学校運営協議会（全139機関・昨年度調査時から1減）

2 委員定数

基準日現在における委員定数の合計は、2,545人です。

昨年度調査時点から、浜松市PFI等審査委員会条例に基づく審査委員会の廃止及び新規設置、いじめ問題第三者委員会における審議件数の減少に伴う定数削減、各学校に設置される学校運営協議会における廃校に伴う廃止、精神医療審査会における審査件数の増加に伴う合議体の追加により、附属機関全体としては16人減少しました。

表2 附属機関の委員定数の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
委員定数	1,826人	2,379人	2,511人	2,561人	2,545人
前年調査時増減	250人	553人	132人	50人	▲16人

表3 委員定数増の内訳

機関名称	定数
「西部清掃工場更新」における浜松市PFI等審査委員会	▲8人
「小中学校特別教室空調整備事業」における浜松市PFI等審査委員会	▲5人
「浜松市中央卸売市場再整備事業」における浜松市PFI等審査委員会	5人
「2027年国際園芸博覧会浜松市屋外出展業務」におけるPFI等審査委員会	7人
浜松市精神医療審査会	5人
浜松市いじめ問題第三者委員会	▲10人
浜松市学校運営協議会	▲10人

3 適正化（委員選任）の状況

基本方針では、委員の選任について、表4ア～オの基準を設けています。基準未達成の機関の状況は、以下のとおりです。

表4 委員選任に係る基準（基準未達成の機関の状況）※1

単位：機関

基準	R3	R4	R5	R6	R7
ア 委員数は、原則として10人以内とすること	0	0	0	0	0
イ 同一人を委員として選任できる機関の数は、2機関までとすること	6	8	9	8	14
ウ 委員に占める女性の割合は、40%以上60%以下とすること※2	24	25	26	26	31
エ 委員の任期は、法令等に定めのない限り3年とすること	0	0	0	0	0
オ 同一の委員について6年又は連続して2任期を超える委嘱をしないこと	19	21	18	19	20
ア～オの基準を1つでも満たしていない機関数	37	40	39	38	41

※1 法令等の定めがある場合等基準を超えることを容認し本調査の対象外としている機関及び委員委嘱を非公開としている機関を除く。

※2 第4次浜松市男女共同参画基本計画（R7～R11）策定に伴う見直しにより、「男女の登用率は、委員定数の35%を下回らないこと」から基準を変更（R7.4）。

ア 委員数は、原則として10人以内とすること

法令等の規定に委員数の定めがある機関や、政策的な必要性から10人以内で委員を構成することが難しい機関を除き、委員数が10人を超える附属機関はありません。

調査の対象外としている機関

①法令等で委員定数が決まっている附属機関

国民保護協議会(35人)、防災会議(35人)、障害支援区分審査会(20人 各合議体5人)、介護認定審査会(310人 各合議体5人)、精神医療審査会(22人 各合議体5人)、都市計画審議会(14人)

②政策的に必要な委員の定数を定めている機関

PFI等審査委員会(各11人以内で個別に定める)、中央区協議会(90人 各地域分科会20人又は25人)、浜名区協議会(40人 各地域分科会20人)、天竜区協議会(25人)、社会福祉審議会(50人)、保健医療審議会(16人)、環境審議会(16人)、環境影響評価審査会(15人)、学校運営協議会(1,415人 全139協議会 各10人又は合同設置の場合15人)

イ 同一人を委員として選任できる機関の数は、2機関までとすること

2機関超の兼務委員がいる附属機関は14機関となっています。

表5 兼務委員（2機関超）のいる附属機関

名称	2機関超兼務委員数	備考
1 浜松市国民保護協議会	1人	特定の行政機関から選出された者
2 浜松市防災会議	2人	特定の行政機関から選出された者
3 浜松市特別職報酬等審議会	1人	直接指名して依頼している者
4 PFI等審査委員会	1人	直接指名して依頼している者
5 浜松市社会教育委員会	1人	直接指名して依頼している者
6 浜松市社会福祉審議会	1人	団体から推薦された者
7 浜松市地域包括支援センター運営協議会	1人	団体から推薦された者
8 浜松市国民健康保険運営協議会	2人	団体から推薦された者
9 浜松市歯科保健推進会議	2人	団体から推薦された者
10 浜松市商業集積審議会	1人	団体から推薦された者
11 浜松市中央卸売市場開設運営協議会	1人	直接指名して依頼している者
12 浜松市都市計画審議会	1人	特定の行政機関から選出された者
13 浜松市景観審議会	1人	特定の行政機関から選出された者
14 浜松市交通安全対策会議	1人	特定の行政機関から選出された者

※委嘱時、既に他の機関において2以上の委嘱があった場合

調査の対象外としている機関

対象外機関の委員が、他機関と兼務となる場合は、兼務数に含めないこととしています。

- ①法令等で行政のあて職等を定めている機関 ※あて職等の委員のみ対象外
国民保護協議会、防災会議、職員懲戒審査委員会、交通安全対策会議
- ②選挙により選出された委員を含む機関 ※選挙により選出された委員のみ対象外
都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理審議会
- ③行政事務の一部を担っている機関
障害支援区分審査会、介護認定審査会、小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会、精神医療審査会、感染症診査協議会
- ④政策的に兼職を認めている機関
学校運営協議会

ウ 委員に占める女性の割合は、40%以上 60%以下とすること

基準日現在における委員全体の女性登用率は 37.2%となっており、基準を満たしていない附属機関は 31 機関あります。

なお、行政不服審査会及び公務災害補償等審査会については定数3のため、40%以上60%以下の適正化は不可能であり、33.3%または66.7%で基準を達成しているものとみなしています。

表 6 委員に占める女性割合が 40%未満または 60%超の附属機関

名称		名称	
1	浜松市国民保護協議会	17	浜松市保健医療審議会
2	浜松市防災会議	18	浜松市予防接種健康被害調査委員会
3	浜松市職員懲戒審査委員会	19	浜松市病院事業評価委員会
4	浜松市特別職報酬等審議会	20	浜松市小児慢性特定疾病審査会
5	浜松市行政区画等審議会	21	浜松市指定難病審査会
6	浜松市PFI等審査委員会	22	浜松市精神医療審査会
7	浜名区協議会	23	浜松市感染症診査協議会
8	浜松市スポーツ推進審議会	24	浜松市環境影響評価審査会
9	浜松市文化財保護審議会	25	浜松市労働教育協議会
10	浜松市立図書館協議会	26	浜松市中央卸売市場開設運営協議会
11	浜松市社会福祉審議会	27	浜松市地方卸売市場取引委員会
12	浜松市障害支援区分審査会	28	浜松市都市計画審議会
13	浜松市精神保健福祉審議会	29	浜松市土地利用審査会
14	浜松市地域包括支援センター運営協議会	30	浜松市営住宅管理運営委員会
15	浜松市介護認定審査会	31	浜松市交通安全対策会議
16	浜松市介護保険運営協議会		

エ 委員の任期は、法令等に定めのない限り 3 年とすること

法令等の規定に任期の定めがある機関を除き、委員の任期が 3 年を超える附属機関はありません。

オ 同一の委員について 6 年又は連続して 2 任期を超える委嘱をしないこと

長期委嘱 (6 年超又は連続して 2 任期超) の委員のいる附属機関は 20 機関となっています。

表 7 長期委嘱委員のいる附属機関

名称		長期委嘱 委員数	名称		長期委嘱 委員数
1	浜松市国民保護協議会	4人	11	浜松市介護保険運営協議会	3人
2	浜松市防災会議	4人	12	浜松市国民健康保険運営協議会	1人
3	浜松市行政不服審査会	1人	13	浜松市保健医療審議会	7人
4	浜松市行政区画等審議会	1人	14	浜松市病院事業評価委員会	1人
5	浜松市情報公開・個人情報保護委員会	1人	15	浜松市歯科保健推進会議	1人
6	浜松市男女共同参画審議会	1人	16	浜松市母子保健推進会議	4人
7	浜松市スポーツ推進審議会	2人	17	浜松市環境影響評価審査会	5人
8	浜松市社会福祉審議会	2人	18	浜松市大規模小売店舗立地審議会	5人
9	浜松市精神保健福祉審議会	5人	19	浜松市商業集積審議会	2人
10	浜松市地域包括支援センター運営協議会	1人	20	浜松市地方卸売市場取引委員会	1人
計					52人

調査の対象外としている機関

- ①法令等で行政のあて職等を定めている機関 ※あて職等の委員のみ対象外
国民保護協議会、防災会議、職員懲戒審査委員会、交通安全対策会議
- ②選挙により選出された委員を含む機関 ※選挙により選出された委員のみ対象外
都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理審議会
- ③行政事務の一部を担っている機関
障害支援区分審査会、介護認定審査会、小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会、
精神医療審査会、感染症診査協議会

4 会議録の公開

67 機関のうち情報公開条例の非公開情報に該当するもののみを扱う 9 機関を除き、58 機関すべてにおいて、会議録を全部又は一部公開しています。公開については、随時ホームページへの掲載又は情報公開請求時に公開する方法をとっています。

表 8 会議録の公開状況

	R3		R4		R5		R6		R7	
	機関	率								
公開	61	91.0%	63	91.3%	63	88.7%	59	88.1%	58	86.6%
非公開	6	9.0%	6	8.7%	8	11.3%	8	11.9%	9	13.4%
計	67	100.0%	69	100.0%	71	100.0%	67	100.0%	67	100.0%